

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務（以下「研究所発注工事等」という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格者に関する入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務）をいう。
- (2) 物品・委託役務関係業務 物品の購入契約、物品の売払い契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約（建設工事等を除く。）及び賃貸借契約に関する業務をいう。
- (3) 入札参加資格者 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第2条第2項から第5項、第3条第1項、第4条第1項並びに第5条第1項に規定する入札の参加資格を有する者をいう。
- (4) 役員等 入札参加資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び支配人、営業所長又は支店長など契約締結権限を有する者をいう。
- (5) 使用人 入札参加資格者が使用する者のうち、役員等以外の全てのものをいう。なお、入札参加資格者との雇用契約の有無は問わない。
- (6) 入札参加停止 別表各号に掲げる措置要件に該当する入札参加資格者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。
- (7) 入札参加停止等 入札参加停止並びにこの要綱に定める警告及び注意の喚起をいう。

(入札参加停止の措置)

第3条 理事長は、入札参加資格者、役員等又は使用人が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所競争入札審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、共同企業体（発注案件ごとに複数の企業で構成される企業体をいう。）が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、その構成員である入札参加資格者それぞれに対し入札参加停止を行うものとする。

- 2 研究所が役員等又は使用人を別表各号に掲げる事項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発をしたときは、理事長は、捜査機関が当該告発に基づいて役員等又は使用人を逮捕し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、審査会の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、当該入札参加停止の期間は、それぞれ当該各号に定める期間（期間に短期及び長期のあるものについては、短期）の1/2の期間を超えないものとする。

- 3 理事長が入札参加停止を行った場合は、速やかに、大阪府知事に対し、情報提供を行うものとする。

(下請負人等及び経常建設共同企業体に関する入札参加停止)

第4条 理事長は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、入札参加資格者である下請負人又は研究所が承認した再委託先（以下「下請負人等」という。）が当該入札参加停止について責を負うべきことが明らかになったときは、審査会の議を経て、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

- 2 理事長は、前条の規定により入札参加資格者である経常建設共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該経常建設共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、審査会の議を経て、当該経常建設共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

- 3 理事長は、前条又は第1項の規定により入札参加停止を行った入札参加資格者を構成員に含む経常建設共同企業体について、当該入札参加資格者と同一期間の入札参加停止を行うものとする。

(入札参加の停止等)

第5条 理事長は、一般競争入札を実施しようとするときは、前2条の規定により入札参加停止の措置を受けている入札参加資格者（以下「入札参加停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。

- 2 理事長は、一般競争入札を実施しようとする場合に、入札参加資格者が当該入札への参加資格を認められた後に入札参加停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該入札参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

- 3 前2項の場合においては、理事長は当該入札参加停止業者にその旨を通知するものとする。

- 4 大阪府知事より大阪府入札参加停止要綱第3条又は第4条の規定により、入札参加資格停止の措置を受けた入札参加資格者に対して、第1項及び第2項の規定を準用するものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第6条 入札参加資格者、役員等又は使用人が別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当するときは、当該要件に定める期間の合計をもって入札参加停止期間とする。ただし、その期間の合計は3年を超えないものとする。

- 2 入札参加停止業者が新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該入札参加停止期間は、当該要件に定める期間に、既に措置されている入札参加停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止の期間は3年（同一の事案の場合は、その当初の措置から3年）を超えないものとする。

- 3 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の措置期間は、当該各号にそれぞれ定める期間とする（同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。）。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする。
- (1) 次号に掲げる場合を除くほか、別表各号の措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中若しくは期間の満了後1年を経過するまでの間であるとき、又は第12条に規定する警告又は注意の喚起を受けた日から1年を経過するまでの間に、当該警告若しくは注意の喚起の原因となった別表各号の措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき 1. 25倍の期間
- (2) 別表第七号から第九号の2までの措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表第七号から第九号の2までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間であるとき 1. 5倍の期間
- 4 理事長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止期間を当該短期の1/2（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の1/2）まで短縮することがある。
- 5 理事長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第3項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止の期間を当該長期の2倍（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2倍）まで延長することがある。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 6 理事長は、入札参加停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査会の議を経て、別表各号及び前各項に定める期間（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の1/2又は2倍の期間）の範囲内で入札参加停止の期間を変更することがある。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 7 第3条第2項の規定による入札参加停止業者について、これらの規定により告発した事案を原因とする逮捕又は起訴により新たに入札参加停止を措置するときは、既措置期間を控除するものとする。
- 8 入札参加停止中又は入札参加停止期間経過後の事情の変化により、入札参加資格者に対し同一要件により入札参加停止措置を追加するときは、その期間の合計は別表各号に定める期間を超えないものとする。
- 9 理事長は、別表第八号に該当する入札参加停止業者について、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第八号に定める期間（同号ただし書きが適用されるときは、当該期間）の1/2の期間に短縮することがある。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。ただし、課徴金減免制度が適用された事実が入札参加停止期間の1/2を経過後に明らかになったときの入札参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。
- (1) 独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定に基づく課徴金減免制度が適用され、入札参加停止業者の申出（様式1）により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。
- (2) 独占禁止法第7条の2第6項に基づき課徴金算定率が軽減され、入札参加停止業者の申出

(様式1)により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。

10 理事長は、入札参加停止業者の申出(様式2)により犯罪の嫌疑があるにもかかわらず不起訴(別表第八号に関する不起訴は除く。以下「起訴猶予等」という。)の事実が確認できたときは、当初の入札参加停止期間を1/2の期間に短縮することがある。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てることとする。ただし、当初に1月の入札参加停止が措置された場合については起訴猶予等により不起訴が確定したと認めた日までとし、起訴猶予等となった事実が入札参加停止期間の1/2を経過後に明らかとなった場合については当該事実が確認できた日までとする。

(入札参加停止の解除)

第7条 理事長は、嫌疑がない、又は嫌疑が不十分として不起訴となった場合など、入札参加停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。

(入札参加停止の継承)

第8条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札参加資格者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引継ぐものとする。

(入札参加停止の通知)

第9条 理事長は、第3条若しくは第4条の規定により入札参加停止を行い、第6条第6項から第10項までの規定により入札参加停止の期間を変更し、控除し、追加し、若しくは短縮し、又は第7条の規定により入札参加停止を解除したときは、当該入札参加停止業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 理事長は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する場合その他理事長が特に止むを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

(下請け等の禁止)

第11条 理事長は、研究所の契約に関して入札参加停止業者に下請負させ、又は再委託することを承認してはならない。ただし、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを理由に入札参加停止措置を受けている者が、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に係る研究所の契約に関して、下請負し、又は再委託を受けることは、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第12条 理事長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、審査会の議を経て、当該入札参加資格者に対し、警告又は注意の喚起を行うことがある。

(工事事故の報告)

- 第 13 条 入札参加資格者は、研究所発注工事等において、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 97 条の規定による労働者死傷病報告を行うとき、又は公衆損害事故を起こしたときは、その内容を遅滞なく研究所に報告（様式 3）（理事長が別に定め、又は指示している場合を除く。）しなければならない。
- 2 入札参加資格者が前項に規定する工事事故の報告を怠った場合には、入札参加停止の期間を 2 倍に延長することができる。

(情報の公表)

- 第 14 条 理事長は、入札参加停止に関する情報を原則として公表することとし、その取り扱いについては、別に定める。

(審査会の設置及び運営)

- 第 15 条 審査会の設置及び運営については、別に定める。

(苦情処理手続等)

- 第 16 条 入札参加停止、警告及び注意の喚起に対する苦情の申出については、第 9 条の規定による通知で告知するものとし、その手続については、別に定める。

(その他)

- 第 17 条 研究所発注工事等の調達契約から暴力団等の介入を排除するための措置に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別表

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>一 研究所発注工事等の契約に関して、次の(1)～(2)の書類に虚偽の記載(電子申請による虚偽の入力を含む。)をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格確認申請書及びその添付書類</p> <p>(2) 建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他理事長が求める提出書類</p>	<p>当該認定をした日から 6月</p>
<p>(入札等)</p> <p>二 入札参加資格者、役員等又は使用人が、研究所発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)～(3)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合</p> <p>(2) 入札心得に違反し、研究所発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合(落札したにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>1月～1年</p> <p>6月</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>三 入札参加資格者が、研究所発注工事等の契約の履行に当たり、次の(1)～(5)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合</p> <p>イ 遅滞日数が30日以内のとき</p> <p>ロ 遅滞日数が30日を超えるとき</p> <p>(2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされた場合</p> <p>(3) 建設工事等の履行成績が不良と判定された場合</p> <p>(4) 故意又は過失により研究所発注工事等を粗雑にしたと認められる場合</p> <p>(5) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月</p> <p>2月</p> <p>1年</p> <p>2月</p> <p>1月～6月</p> <p>2月</p>
<p>(他の業者の妨害)</p> <p>四 役員等又は使用人が、研究所発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1年</p>

<p>(監督、検査及び点検等の妨害)</p> <p>五 役員等又は使用人が、研究所発注工事等について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 に規定する監督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「適正化法」という。）第 13 条に規定する点検の実施（施工体制台帳が提出されない場合を含む。）又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 年</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>六 入札参加資格者が、研究所発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)～(2)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合</p> <p>イ 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>ロ 死亡者の発生</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合</p> <p>イ 負傷者の発生</p> <p>ロ 死亡者の発生</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 月</p> <p>6 月</p> <p>1 月</p> <p>2 月</p>
<p>(談合等)</p> <p>七 役員等又は使用人が、研究所が発注する入札に関し、競売入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項）又は談合（同条第 2 項）の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき等。</p>	<p>当該認定をした日から 2 年</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>八 入札参加資格者、役員等又は使用人が、研究所発注工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、次の(1)～(2)のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合</p> <p>(2) 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕された場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 年</p> <p>2 年</p>
<p>(贈賄行為)</p> <p>九 役員等又は使用人が、研究所職員に対して行った贈賄（刑法第 198 条）の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 年</p>
<p>(あっせん利得処罰法違反行為)</p> <p>九の 2 役員等又は使用人が、研究所発注の入札に関し、あっせん利得処罰法（平成 12 年法律第 130 号）違反の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 年</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>十 役員等又は使用人が、その業務に関し研究所職員への暴力、脅迫、</p>	<p>当該認定をした日から 1 年</p>

<p>暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適當を認められる言動を行ったとき。</p>	
<p>(建設業法違反)</p> <p>十一 入札参加資格者、役員等又は使用人が、研究所発注工事に関し、次の(1)～(2)のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合</p> <p>(2) 建設業法に違反し、次のイ又はロの処分を受けた場合又は適正化法第15条に違反し、イの処分を受けた場合</p> <p>イ 建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p> <p>ロ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>2月</p> <p>6月</p>
<p>(法令等違反)</p> <p>十二 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者、役員等又は使用人が、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第11条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月</p>
<p>(経営不振)</p> <p>十三 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、研究所発注工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2年以内で経営が改善されたと認められるまで</p>
<p>(その他)</p> <p>十四 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2年以内で審査会の議により決定する期間</p>

様式1 (第6条第9項関係)

年 月 日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長様

入札参加資格者名 印
代表者名

入札参加停止期間の短縮の申出について

当社は、〇年〇月〇日に公正取引委員会から{排除措置命令・課徴金納付命令}を受けたため、〇年〇月〇日環農水研〇〇〇〇号にて入札参加停止を措置されましたが、公正取引委員会より、{課徴金減免制度が適用・課徴金算定率が軽減}されておりますので、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱第6条第9項に基づき、入札参加停止期間の短縮を申出ます。

なお、証拠書類として提出した資料について、公表されても構いません。

また、今回の申出に虚偽があった場合は、いかなる措置を受けても不服はありません。

連絡先 部課名、担当者 電話

注) { }内は、該当するものを記載して下さい。(該当しないものは削除)

注) 証拠書類として、命令書の写しを添付して下さい。なお、命令書の写しの添付を求める理由は、貴社が公正取引委員会から課徴金の減免を受けている又は課徴金の算定率が軽減されている事実を把握するためであり、貴社として知られたくない事項が記載されてある部分については、あらかじめ塗りつぶした上で提出していただいで結構です。

様式2（第6条第10項関係）

年 月 日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長様

入札参加資格者名 印
代表者名

入札参加停止期間の短縮の申出について

当社は、〇年〇月〇日環農水研〇〇〇〇号にて入札参加停止を措置されましたが、犯罪の嫌疑があるにもかかわらず不起訴となっておりますので、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱第6条第10項に基づき、入札参加停止期間の短縮を申出ます。

なお、証拠書類として提出した資料について、個人の氏名等の個人情報を除き公表されても構いません。

また、今回の申出に虚偽があった場合は、いかなる措置を受けても不服はありません。

連絡先 部課名、担当者 電話

地方独立行政法人
大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長様

入札参加資格者名
代表者名 印

事故報告書

1 工事の概要

- ・ 工事名称
- ・ 工事場所
- ・ 契約金額
- ・ 契約相手方
- ・ 下請負を行っている場合はその下請業者名及び所在地（施工体系図を必ず添付すること）

2 事故の概要

- ・ 事故発生年月日：
- ・ 事故発生場所：
- ・ 事故の概況（被害の状況、事故の原因等も含めて）

[]

- ・ 労働安全衛生規則第97条の規定による労働者死傷病報告を行った日：
- ・ 事故原因等に関する警察署、労働基準監督署等の見解

[]

- ・ 安全管理責任義務違反の有無及び今後の対応

[]

連絡先 部課名、担当者 電話

※添付資料

現場写真、現場概要図、施工体制台帳又は施工体系図、労働基準監督署及び警察署への報告書、新規入場者教育資料、施工計画書（安全対策を記し、発注者の承認を受けたもの）、作業手順書、事故発生当時の安全対策、その他理事長が指示するもの